

- 「広島県史跡の追加指定」について、御説明いたします。
- 3月28日に広島県文化財保護審議会から答申を受け、本日開催されました教育委員会会議において、広島県史跡「松本古墳」の指定範囲の追加を決定しました。
- 今回指定範囲の追加を決定した広島県史跡松本古墳は、福山市^{かむら}神村町に所在し、古墳時代中期、5世紀中頃に築造された、本県を代表する大型古墳の一つとして、その墳丘^{ふんきゆう}の高まり部分が昭和24年に指定されました。
- その後、福山市が行った平成26年度から平成30年度の調査で、古墳の周囲^{しゅうこう}を囲む周溝と本来の古墳の墳丘^{さくへい}を削平した痕跡などが確認され、従来の墳丘推定範囲よりも大きい、直径約65メートルの本県最大の円墳^{えんぶん}であったことが明らかになり令和元年10月21日に墳丘の北側から東側にかけての部分が追加指定されました。
- 今回は、福山市が平成30年度から令和3年度に行った調査で、墳丘の南西に造り出し状の突出部^{ふんけい}をもつ墳形であることが確認できたことから古墳南側で新たに確認された遺構を保護するため、赤色部分を新たに指定するものでございます。
- 説明は以上でございます。